

自動車税住所変更届の電子申請をご利用ください

引越しをしたときは、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で自動車の住所変更登録の手続きが必要です。変更登録の手続きが遅れますと、自動車税の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

やむを得ず手続きが遅れる場合は、電子申請や電話により、納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。電子申請は、パソコン・スマートフォン等から24時間ご利用いただけます。

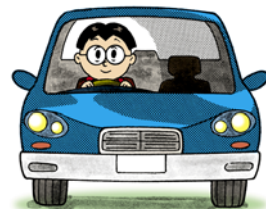
なお、本届出をされても自動車検査証（車検証）の住所は変更されませんので、別途住所変更登録の手続きを行ってください。

- ※ 東京ナンバーの自動車に限ります。
- ※ 軽自動車・二輪車・原動機付自転車は、お住まいの区市町村へお問い合わせください。
- ※ 電子申請をご利用いただくには、東京共同電子申請・届出サービスへの利用者登録が必要です。
- ※一部のスマートフォンはご利用になれません。

詳しくは、

主税局 自動車税 住所変更

検索



【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 9時～17時（土・日・休日・年末年始を除く）